

令和8年4月に小学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

就学援助 新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

芦屋市では、令和8年4月に芦屋市立小学校に入学予定のお子様の保護者で就学援助の要件を満たす方を対象に、新入学学用品費を入学前（3月）に支給します。

また、入学後から令和8年7月まで就学援助認定者として学用品費等を支給します。

就学援助とは

芦屋市では、経済的理由によって、学校での学習に必要な費用の支払いにお困りの方に対し、学用品費・給食費・修学旅行費等の援助を行う制度を設けています。

詳しい支給内容につきましては、右下の二次元バーコードからホームページをご参照ください。



新入学学用品費の入学前支給および入学後に就学援助を受けることができる方

次の（１）～（３）の要件の全部に該当する方

- （１）芦屋市に居住している方（令和8年4月の入学以前に芦屋市外に転出する方を除く）
- （２）令和8年4月にお子様が芦屋市立小学校に入学予定の方
- （３）次ページの「就学援助の要件」に該当する方

※令和8年3月時点で、生活保護を受給している場合は、3月分保護費より支給されますので、申請手続きは必要ありません。

【ご注意】 新入学学用品費を返還していただく場合があります。

入学前支給を受けた方で、上記の要件に該当しないことが判明した場合（市外へ転出した方や私立小学校への入学された方等）は、支給した新入学学用品費を返還していただくこととなります。要件に該当しない可能性のある方は、入学前の申請をご遠慮ください。（下記のとおり入学後に申請することができます。）

【入学後の申請】

学校から配布します「就学援助についてのお知らせ」をご確認の上、手続きをしてください。入学後に申請される場合でも、新入学学用品費の支給認定基準は今回の基準（所得基準等）と同様です。認定された場合は、6月頃に支給します。

支給額・支給時期

◆支給予定額

57,060円（定額）

注）支給金額は、国の予算が確定していないため、変更となる場合があります。

◆認定結果

2月頃に保護者へ通知します。

◆支給時期・支給方法

令和8年3月に、申請書に記入された振込口座に支給します。

就学援助の要件（令和7年度基準）

- (1) 児童扶養手当を受けている方（児童扶養手当は、母子家庭又はそれに準ずる家庭に支給される手当です。特別児童扶養手当や児童手当とは異なります）
- (2) 失業中の方（該当者以外の所得合算額が(3)を満たす場合に限りです）
- (3) 令和6年中の世帯の総所得金額（所得のある方が2人以上いる場合は、全員の所得を合算した額）が次の基準額以下である方
- (4) 家計急変により、家計急変発生後1年間の総所得額が下記基準以下になる見込みである世帯

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上1人増すごとに
基準額	千円 2,279	千円 2,638	千円 2,936	千円 3,149	千円 3,485	千円 396

母子・父子世帯は300千円、障がい者を扶養する世帯は基準額に300千円をそれぞれ加算します。

申請手続き

◆申請場所（申請書提出先）

芦屋市教育委員会管理課（芦屋市役所北館4F）40番窓口

◆受付期間

令和7年12月25日（木）まで

※郵送でも受付いたします。受付期間内に必着で受付いたします。

◆申請に必要なもの

- ①新入学児童生徒学用品費交付申請書
- ②＜令和7年1月1日現在、他市に居住していた方のみ提出＞前住市発行の令和6年中の所得を証明するもの
- ③＜失業中の方のみ提出＞雇用保険受給資格者証の写し
- ④＜家計急変で申請される方のみ提出＞次のいずれか1つ
 1. 給与支払見込証明書（教育委員会が指定したもの。証明書はHP、教育委員会の窓口にて配布します。）
※自営業のかたは、税理士または公認会計士が作成した家計急変のわかる証明書類など
 2. 離職票（写）、雇用保険受給資格者証（写）
 3. 解雇通告書（写）、破産宣告通知書（写）、廃業等届出（写）など
※災害などに起因しない離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはなりません。

<お問い合わせ・提出先>

〒659-8501

芦屋市精道町7番6号

芦屋市教育委員会 管理課

TEL 0797-38-2085

